

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
登美丘高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="454 510 1495 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 510 649 583">品種</th> <th data-bbox="649 510 917 583">品目 商品名</th> <th data-bbox="917 510 1184 583">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1184 510 1311 583">数量</th> <th data-bbox="1311 510 1495 583">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 583 649 667" rowspan="2">家具什器類</td> <td data-bbox="649 583 917 630">冷暖房器具</td> <td data-bbox="917 583 1184 667" rowspan="2">平成16年8月17日</td> <td data-bbox="1184 583 1311 667" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1311 583 1495 667" rowspan="2">252,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="649 630 917 667">エアコン</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	冷暖房器具	平成16年8月17日	1	252,000円	エアコン	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      (物品の出納の通知及び帳簿の記載)                      第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。                      2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。                      一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>	<p>現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。                      このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。                      今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額										
家具什器類	冷暖房器具	平成16年8月17日	1	252,000円										
	エアコン													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年1月20日）